### 【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出日】 平成30年1月31日

【会社名】 マーチャント・バンカーズ株式会社

【英訳名】 MBK Co.,Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長兼CEO 一木 茂

【本店の所在の場所】 東京都千代田区有楽町一丁目7番1号

【電話番号】 (03)5224 - 4900 (代表)

【事務連絡者氏名】 取締役CFO兼財務経理部長 髙崎 正年 【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区有楽町一丁目7番1号

【電話番号】 (03)5224 - 4900 (代表)

【届出の対象とした募集有価証券の種類】 新株予約権証券

【届出の対象とした募集金額】 その他の者に対する割当

第16回新株予約権証券 5,499,945円 新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額

509,153,445円

(注) 新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及 び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株 予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際し て払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少しま

す。

【安定操作に関する事項】 該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

# 1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成30年1月29日付をもって関東財務局長に提出した有価証券届出書において、届出の対象とした第16回新株予約権について、平成30年1月31日開催の当社取締役会決議により、申込期間等を変更いたしましたので、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

## 2【訂正事項】

第一部 証券情報

第1 募集要項

- 1 新規発行新株予約権証券(第16回新株予約権証券)
  - (1) 募集の条件
- (2) 新株予約権の内容等
- 第3 第三者割当の場合の特記事項
  - 3 発行条件に関する事項

## 3【訂正箇所】

訂正箇所は\_\_\_\_を付して表示しております。

# 第一部【証券情報】

## 第1【募集要項】

1【新規発行新株予約権証券(第16回新株予約権証券)】

(1)【募集の条件】

(訂正前)

発行数	12,195個(新株予約権 1 個につき100株)
発行価額の総額	5,499,945円
発行価格	新株予約権1個につき451円(新株予約権の目的である株式1株当たり4.51円)
申込手数料	該当事項はありません。
申込単位	1個
申込期間	平成30年 2 月 <u>14</u> 日 ( <u>水</u> )
申込証拠金	該当事項はありません。
申込取扱場所	東京都千代田区有楽町一丁目7番1号 マーチャント・バンカーズ株式会社 財務経理部
払込期日	平成30年 2 月 <u>14</u> 日 ( <u>水</u> )
割当日	平成30年 2 月 <u>14</u> 日 ( <u>水</u> )
払込取扱場所	株式会社三井住友銀行 本店営業部

(注)1.平成30年1月29日(月)に開催された取締役会決議によります。

(略)

#### (訂正後)

(11110)	
発行数	12,195個(新株予約権1個につき100株)
発行価額の総額	5,499,945円
発行価格	新株予約権1個につき451円(新株予約権の目的である株式1株当たり4.51円)
申込手数料	該当事項はありません。
申込単位	1個
申込期間	平成30年 2 月 <u>16</u> 日 (金)
申込証拠金	該当事項はありません。
申込取扱場所	東京都千代田区有楽町一丁目 7 番 1 号 マーチャント・バンカーズ株式会社 財務経理部
払込期日	平成30年 2 月 <u>16</u> 日 (金)
割当日	平成30年 2 月 <u>16</u> 日 (金)
払込取扱場所	株式会社三井住友銀行 本店営業部

(注)1.平成30年1月29日(月)<u>並びに平成30年1月31日(水)</u>に開催された取締役会決議によります。

#### (2)【新株予約権の内容等】

(訂正前)

(略)

新株予約権の行使期間	平成30年2月15日から平成33年2月14日までとする。(但し、別欄「自己新株予約権の取得
	の事由及び取得の条件」に従って当社が本新株予約権の全部又は一部を取得する場合、当社
	が取得する本新株予約権については、取得日の前日までとする。)

(略)

(訂正後)

(略)

新株予約権の行使期間 平成30年2月<u>17</u>日から平成33年2月<u>16</u>日までとする。(但し、別欄「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」に従って当社が本新株予約権の全部又は一部を取得する場合、当社が取得する本新株予約権については、取得日の前日までとする。)

(略)

## 第3【第三者割当の場合の特記事項】

3【発行条件に関する事項】

(訂正前)

(1) 発行価額の算定根拠及びその合理性並びに現物出資財産の価額の相当性に関する考え方

(略)

以下、モンテカルロ・シミュレーションによる算定の前提となる条件について記載いたします。

.割当予定先の権利行使については、モンテカルロ・シミュレーションによる算定の前提として、行使期間最終日(平成33年2月14日)に時価が行使価額以上である場合には残存する本新株予約権の全てを行使するものと仮定しております。行使期間中においては、最小二乗法を組み合わせたモンテカルロ・シミュレーションに基づき行使タイミングを計算しております。具体的には、新株予約権を行使した場合の行使価値と、継続して保有した場合の継続価値を比較し、継続価値よりも行使価値が高いと判断された時に割当予定先が新株予約権を行使することを仮定しております。

(略)

(訂正後)

(1) 発行価額の算定根拠及びその合理性並びに現物出資財産の価額の相当性に関する考え方

(略)

以下、モンテカルロ・シミュレーションによる算定の前提となる条件について記載いたします。

.割当予定先の権利行使については、モンテカルロ・シミュレーションによる算定の前提として、行使期間最終日(平成33年2月16日)に時価が行使価額以上である場合には残存する本新株予約権の全てを行使するものと仮定しております。行使期間中においては、最小二乗法を組み合わせたモンテカルロ・シミュレーションに基づき行使タイミングを計算しております。具体的には、新株予約権を行使した場合の行使価値と、継続して保有した場合の継続価値を比較し、継続価値よりも行使価値が高いと判断された時に割当予定先が新株予約権を行使することを仮定しております。

(略)